

平成28年6月21日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

福祉文教委員会

委員長 渡辺一美

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月21日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、中学校の学区再編について、第7期介護事業計画について、子育て世代包括支援センター及び議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、食につながる元気なまちづくり推進事業について、執行部から報告を受けた。また、すもんこども園の開園準備状況について質疑を行った。

福祉文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第57号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) 議案第58号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (4) 議案第59号 魚沼市立認定こども園条例の一部改正について

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・ 中学校の学区再編について
 - ・ 子育て世代包括支援センターについて
 - ・ 第7期介護保険事業計画について
 - ・ 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他

3 日 時 平成28年6月21日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、星野武男、高野甲子雄、
本田 篤、(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、青木福祉課長、森山教育次長、大島介護福祉室長、
吉田健康増進室長、吉澤子ども課長

8 書記 櫻井議会事務局長、関主任

9 経 過

開 会 (10:00)

渡辺委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議しま

す。

(1) 請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

渡辺委員長 日程第1、請願第4号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。高野議員、紹介議員席にお座りください。

高野議員 紹介議員の高野甲子雄です。説明をさせていただきます。請願者の代表ということで、これについては新潟県教職員組合小千谷北魚沼支部執行委員長の足立俊雅様、書記長の佐野完様、2名になってございます。請願の趣旨・理由については、お配りの請願のとおりでございます。請願事項については、2項ありまして、1つには少人数学級の推進ということで30人以下学級の実現であります。2つには、教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元してほしい。この2点でございます。昨年も賛同を得て意見書を提出させていただいたところでございます。ありがとうございました。現在、少子化、貧困化が進む中で未来を担う子どもたちのために教育条件のさらなる整備を実現し、山積する教育をめぐる諸課題を解決していくために、議員各位の賛同で意見書の提出を実現していただきますようお願いをして趣旨説明とさせていただきます。

渡辺委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

大平委員 これまでに何回もこれは同様の趣旨で出されてきたという経緯があると思います。出された方も同様の方だと思います。これまでにこのような請願を出して、提出者のほうとしては今までの経過を踏まえてどのように受け止めて、毎回こうやって出されていて、ある程度今後についてこういう形ではなくて、例えば文言をこういう趣旨とプラスアルファとしてつけ加えて意見書を出すとか、請願を要求するとかということをお考えになっていましたら聞かせていただきたいと思います。

高野議員 私の聞いている限りでは、この2つの趣旨で請願が提出され、県レベルでも自治体レベルでもかなり整備をしてもらっているということで、あと問題は、それをすればするほど自治体の財政を圧迫するので、なおのこと2分の1の復元については、ぜひ実現していただきたいということで、その部分を特に強く言われています。30人以下学級については、少子化の関係もあり、いろんな意見もあろうかと思いますがけれども、いずれにしても子どもたちの教育環境を整備するために教職員も努力するのでということをおっしゃっております。

佐藤(肇)委員 今回も前回と同じ内容、ほとんど一字一句かわらないような形で出されております。この提出の頻度といいますか、私は1年を経過しないような形で出されたように受け止めているんですが、ただ出せばいいということではなくて、やはりこのこと自体は、1回提出したらそれなりに重みもあるんだらうと思いますし、毎回出すような性質のものでは私はないと思うんですが、どのような考え方でこういう早いピッチで出されていると捉えていますか。

高野議員 この2項の請願については、毎年6月の議会に提出されているように私は記憶し

ております。しかし、昨年か一昨年、文部科学省のほうで40人以下学級に戻したいという発言がありまして、それに対しては教育環境の整備に逆行すると、もっと子ども施策に金を削ることのないようにということで請願が出され、意見書を提出していただいたという経過はあります。この2分の1復元と30人以下学級については、毎年6月議会に提出されていると思います。なかなか2分の1が実現できないということが見られるように、国が教育予算を絞ってきているという現実がありますので、これについては少なくとも毎年する必要はあるだろうということで提出されていると思います。このほかに行政のほうにも同趣旨の請願もされていると聞いております。

佐藤(肇)委員 わかりました。1年に1回はやるように努力されているというふうに受け取らせていただきましたが、実はこの提出されている小千谷北魚沼支部という団体、この地域におかれては、30人以下学級の部分についてはかなり改善されているというふうに思っております。国庫負担率の2分の1というのは、全国の一律の話だと思うんですが、地域性がある部分については、やはりその辺を捉えて私は出していただくのが賢明なんじゃないかというふうに捉えています。恐らくこれは全国一律の文章のような気はするんですが、その辺についてどのように捉えておられますか。

高野議員 確かに全国的な教育全体の状況を踏まえての請願の文書になっているというふうには感じられなくもないですが、魚沼市の関係からすると、具体的には現在入広瀬小学校に事務員がいなくなった。魚沼市全体で栄養職員が1名減になった。200名規模で介助員が5名から1名になったというようなことで、とにかく人件費の削減が一番教職員の減員に直結している。そういうことで、特に魚沼地域についてはぜひ教育予算の増額をお願いしたいということで言われております。特に魚沼地域については、なり手がいないということも聞いておりますので、いずれにしても教育予算の増、特に人件費の削減のないように、2分の1実現をお願いしたい。これも毎回という形であろうかと思えますけれども、ぜひご理解いただきたいと思えます。

佐藤(肇)委員 この請願については、私も中身的には決して悪いことではないだろうと思っております。しかしながら、これだけの頻度で出されるというのは、もう少し私は考えていただいたほうがいいんじゃないかというのはあるんじゃないかなと思いますし、もう1点は、紹介議員が言われたように、それぞれの地域によって、学校によって改善を求めていかなければならないところも当然出てきているんだらうと思えます。地域に沿ったような形での請願が出されるのが、私は望ましいと考えますが、最後にその点をお伺いいたします。

高野議員 確かに文言が同じという形もありましようけれども、頻度という事もありましようけれども、国に対する、特に国庫負担制度ということで予算絡みの関係もありますので、これについては実現しない以上1年に1回は出すというのは最低限の基本かなというふうに考えて、私の意見としては妥当かなと考えています。

大平委員 さっき行政のほうにも同様の働きかけで出されているという話をしたと思うんですけど、魚沼市に対しても出しているということですか。

高野議員 私は、具体的にどこの行政ということは確認しておりません。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありま

したら、発言を許します。

大平委員 これと同様の趣旨で市のほうに請願が上がっているか。また、同様のたぐいの趣旨で教職員組合のほうから働きかけがあったかどうか、そこら辺があれば教えていただきたい。

星教育長 教育委員会には来ておりません。市にも来ていないと思います。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 執行部から何かありますか。

星教育長 先ほど高野議員が定数を減らされたという話の中に、栄養職員が減らされたというのと、もう一つその次は何が減らされたと言っていましたか。

高野委員 入広瀬小学校の事務員が平成28年度からいないという話を聞いていますし、魚沼市全体で栄養職員が1名減ったままだと聞いております。

星教育長 事務職員は、確かに県の方針で減らされておりますので中学校の事務職の方から少し手伝ってもらったり、市の職員から手伝ってもらって何とかしのいでいます。栄養職員につきましては、年度末に来て急な人事異動のために補充が見つからず欠員になったままで、6月からは常勤の職員が来ましたので、そこは減になっていません。介助員は減っていないと思います。

高野委員 この説明を受けたのが5月だったので、努力していただきありがとうございます。7年前に比べてという言い方をされておりました。

森山教育次長 7年前に比べると介助員は増員されています。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから請願第4号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第4号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択しましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありませんか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

櫻井議会事務局長 (意見書(案)朗読)

渡辺委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

(2) 議案第57号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第2、議案第57号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 本会議でも説明しましたがけれども、今回の改正は、国の定める改正に合わせて所要の改正を行わせてもらうということでございます。内容的には、大きく分けて2点で、1点目は施設整備の基準の緩和でございます。それから2点目が保育士の配置基準の特例についてということで、この2点について改正させていただくというものです。よろ

しくお願いいたします。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　保育士の緩和と申しますか、保育士でなくても保育士とみなすような条項が附則で追加されておりますが、このみなしの部分で何か資格が必要なのかどうか。市長または教育長等が認めればよいということではないと思うのですが、いかがでしょうか。

森山教育次長　附則で4項目ありますけれども、そのうちの3項目については保育士の配置基準の特例の説明で、最後の項目については、そういう特例を使った職員を置いても3分の2以上は正規の保育士を置かなければならないということが記載されているわけですが、その3種類によって若干違います。1番目については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者という表現になっており、具体的にどういう方がそれに該当するかということについては、今後の検討ということになります。2番目については、幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭といった方々にかえることができるということで、これについても未満児の子どもに例えば小学校教諭や養護教諭の免許を持っている方を充てるというような考え方ではなくて、ある程度年齢の大きい子どもにという考え方でございます。具体的には幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭等については5歳児を中心に保育をすることが望ましいということが言われております。3番目については、市長が認める者ということでございますが、これについてもこれから基準を決めていくということになります。

佐藤(肇)委員　この条例の関係、魚沼市はどのような対応と申しますか、これがすぐに影響が出てくるところがあるのかどうかお聞きしたい。

森山教育次長　家庭的保育事業はまだ行っていませんので、そういう意味では該当がないということになります。

佐藤(肇)委員　今回の条例改正は、家庭的保育事業なんですけど、一般に言われる保育園、幼稚園についてのこういった緩和が示されるということはあるのでしょうか。まだそこには行ってないのでしょうか。

森山教育次長　今の家庭的保育事業については、魚沼市が許認可をしますので魚沼市が決定をします。一般的な保育所につきましては、県の認可事項になりますので県のほうで同じような条例改正を行うということになります。

大平委員　今の佐藤委員の続きみたいな形になると思うんですけど、6については今後検討ということをおっしゃったんですけど、私が思うにこれは保育士以外考えられないというのか、要は今、保育園を退職された方が必要に応じてバックアップという形で入っていると思うんですけど、そういう事例しか思い浮かばないんですけど、今後検討というふうにあったんですけど、具体的にはどういうイメージになるんですか。

森山教育次長　一般的かどうかわかりませんが、具体的な1つの例としては、例えば保育園等で保育業務に従事した期間が1年を超える者であって、子育て支援員というものがあるんですけども、その研修の地域型保育コースを修了した方というようなことも言われております。

大平委員　魚沼市では家庭的保育事業を実際に行われていないと思うんですけど、地域の事情を考えると、以前にもあったと思うんですけど、こういうことも積極的に行うようなことも考えておかないといけないかなと思うところです。今後については未定かもしれません

んが、家庭的保育事業が条例で位置づけられて、保育士の配置も具体的にこういうふうになってしまいますということになれば、積極的に家庭的保育事業について推進していくお考えがあるかどうかお伺いします。

森山教育次長　ご承知のように園児の数は減っていますけれども、保育園の中における未満児の割合は、具体的な数字は今持っていませんけれども、感じとして年々ふえているような気がしております。そうした中で今回の家庭的保育、基本的には未満児保育対応ですので、全体を見ながら考えさせていただきたいと思っております。

渡辺委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第57号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第58号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

渡辺委員長　日程第3、議案第58号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長　ありません。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

本田委員　この義務教育学校という文言がふえました。この言葉の該当する市内の学校というのはあるかどうか。

森山教育次長　ございませぬ。義務教育学校というのは、一般的に小中一貫校ということが言葉として言われていますけれども、それは正式に法律の中で決められているわけではなくて、小学校、中学校は別々に存在していて、校長先生が2人いられて、その中で一緒に教育をやっているというイメージです。今回の義務教育学校は、小学校の6年間、中学校の3年間、この教育課程を一緒に1つの学校で1人の校長先生が見るという学校が法律的に認められたということでございます。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第58号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第59号 魚沼市立認定こども園条例の一部改正について

渡辺委員長 日程第4、議案第59号 魚沼市立認定こども園条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

森山教育次長 ありません。

渡辺委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第59号 魚沼市立認定こども園条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(5) 所管事務調査について

・中学校の学区再編について

渡辺委員長 日程第5、所管事務調査についてを議題とします。最初に、中学校の学区再編について、執行部に報告を求めます。

森山教育次長 学区再編の関係についてでございますが、前回の委員会で申し上げたとおりで、その後会議を開催していません。今年度第1回の会議を6月24日19時から守門庁舎で開催する予定になっております。そこでは、前回の委員会でも申し上げましたけれども、どういう形で検討していくかということについても、第1回目ですので議論していただくという予定になっております。加えて、27年度にそれぞれ8回委員会を持たせていただきましたので、その総括といいますか、結果を書面にしたものを配布させていただいて、委員の皆さんから共通認識を持っていただくということを考えております。ちなみに、委員の構成については、私どもの願いとすればできるだけ同じ方をお願いしたいという話をさせていただきましたけれども、やっぱり各団体それぞれ考え方がございますので、結果として18人中8人が交代することになっております。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

大平委員 24日に第1回が開かれると。その際に前回私次長に聞いたときに自主的な運営はそのまま続けると。でもいつまでもこの検討委員会を続けていくことはない。したがってある程度方針がないとなかなか議論がまた錯綜するということが考えられますので、ここは1回目に臨むに当たり、せめてこのくらいまでには結論を出したいという方針があるのか、まずそこをお聞かせ願えますか。

森山教育次長 言葉足らずで申し訳ありませんが、スケジュールも含めて1回目で検討していただく。スケジュールの考え方なんですが、案という形で私どものほうで具体的な予定を出したほうがいいのかどうか、内部で議論しております。ただ、何も無い中だと時間だけかかってなかなか決まらないというか、見えないという部分もありますので、もうちょっと検討させていただきたいと思います。

大平委員 前回と大幅に入れかわる形を想像するんですけど、そうするとやっぱり途中からの議論というふうはどうしてもなると思うんです。私が聞いている範囲では、PTAであれば単Pでなかなか1つの意見にまとめるだとか、そういうふうにならないと。したがっ

て、役員が代表で出ていてもなかなか学校を代表するような意見は出てこない中で非常に苦しい議論にならざるを得ないと。実際に参加された検討委員会の委員の方に少しお伺いしたことがあるんですけど、判断をするというのは非常に厳しいと。なので、そこら辺は十分考慮してもらわないと、議論を続けることもできない。この検討委員会の中で具体的な形で方向をきちっと出すというのが、非常に荷が重たいという話も、率直な意見を伺ったことがあります。そういうことを考えていくと、ある程度教育委員会のほうでしっかりとした考え方で臨まないと、また検討委員会の委員からも異論や疑念も出てくると思うので、第1回目に臨むに当たり方針を煮詰めていかれたほうが、私はいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はそういう方向を考えていらっしゃるでしょうか。それとも、前回と同じような形で自主的に、そして決めるときも議論を教育委員会のほうでは客観的な、第三者的な立場でいるのか、今回はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

森山教育次長　委員が言われる部分が一番難しい部分です。今までもお話ししたように、私どもが出した学区再編の案に対し、保留か撤回をしてくれという話になって、PTAの方と言われる委員会を設置し、地元の皆さんはどうしたいですかということ聞かせてもらう委員会、決めてもらう委員会だという形でスタートしたんですけども、結果として委員が言われていることが多分一番大きな課題となって、結果が出なかったということです。28年度に当たって、もう少し行政主導のやり方もあるんじゃないかというお話でしたけれども、そこは本当に難しく、また私どもで行うと、どうしても私どもに対する質問や意見で、地域の皆さん方で議論するという場面がなかなかなくなってしまいうんです。27年度の反省点もやっぱりそうだったんです。1回目、2回目は、やはり私どもの顔が見えるので、私どもも会議のやり方の話をすると、どうしてもこっちのほうにだけ目が向いてしまって、なかなか委員さんの議論ができないという状況でしたので、そこら辺も踏まえてもうちょっと考える時間をいただきたいと思います。一番の課題だと思っています。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とし、引き続き調査していくこととします。

・子育て世代包括支援センターについて

渡辺委員長　次に、子育て世代包括支援センターについて、資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉澤子ども課長　(資料「子育て世代への包括支援の展開」により説明)

森山教育次長　今、担当課長から説明させていただきましたが、子育て世代包括支援センターを魚沼市に入れた場合のイメージとしては、今の子育て支援センターでやっている業務に加えて母子保健業務を行うというようなイメージをしていただけると、若干違うところはありますが、大きな考え方だとそういうことになります。

渡辺委員長　これから質疑を行います。

佐藤(肇)委員　今ここで市が取り組もうとしている部分なんですけど、現在ある子育て支援センターを活用して実施をされるというふうに私は捉えたんですけど、そういう考え方でいいでしょうか。

森山教育次長　行政として具体的な検討は進んでいません。行政内部では、教育委員会と健

康課、人事の関係で総務課とかいろいろ関連する部署がございますので、関連する部署の会議を開催する予定としております。

佐藤(肇)委員 国等の指針では、ある程度の人口規模、1万人とか2万人とかそういうくくりの中でセンターの設置が望ましいということだろうと思うのですが、魚沼市の場合は、旧町村単位といいますか、子育て支援センターという形の設置が今現在なされていて、そのくくりくらいの範囲で支援センターの設置を検討されているのか、その辺についてはいかがでしょうか。

森山教育次長 それも含めてこれからということになります。ご承知のように保育園の関係ですと市内を全部1つにして考えているし、福祉の包括支援センターの関係だと今後いくつかに分かれていくという考えもあるようですので、そういったことも考えながらどういった形がいいのかという話になろうかと思えます。それから、子育て世代包括支援センターの設置についても、具体的な会議がこれからですので、今の段階では正直何と言ってみようもないというところがございます。

佐藤(肇)委員 他市の状況といいますか、既に150の市町村が設置しておられると。その中で日本版ネウボラという取り組み、これはNPO法人だとかいろんなところが先行的にやっているという自治体もあるようなんですが、その辺、魚沼市としてのイメージをどのように捉えているか、お聞きしたいと思えます。

森山教育次長 先ほども申しあげましたように、エリアは別にしまして基本的にはここに書いてあるように妊娠期からずっと対応できる場所が必要だということが法の趣旨でございますので、そういった意味では先ほど申しあげましたように、今健康課でやっている母子保健の関係と、教育委員会でやっている子育て支援の関係が、現実的に庁舎も分かれていますし、組織の上でも分かれているという意味では、使い勝手が悪いところがあるのかなという気がいたしますが、そういうことも含めてこれから検討させていただくということです。

佐藤(肇)委員 32年度までには全国展開という方針が出ているということですが、今言われましたように市内でこれを全部包括的に取り扱うには、既存の施設を考えたときになかなかここだというのが出てこないんじゃないかというふうに私は今見ております。現状の子育て支援センターにしましても、こういった母子の関係で専用の相談室があるとか、そういった細かいところでの配慮も施設的にできていないと思えますし、もう一つは、やはりそれなりの人員配置ということになりますと現状ではちょっと難しいのかなという、そういったところを含めて今後の検討ということなんですが、市として限られた年数の中での検討をこれからはなければならないということですので、さしあたりどの辺に落ち着けていこうというところがありましたらお聞きしたいと思えます。

森山教育次長 本当にこれからです。1つには、先ほど言いました福祉の包括支援センターの話もしましたが、やはりその地域に住んでいられる方は、生まれてから基本的には同じエリアで生活されることになりますので、そうすると子育て関係のことだけを考えて議論するというのではなく、広い意味で地域のことを考えて議論する必要があるという気がしています。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とし、引き続き調査していくこととします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11:00)

再 開 (11:10)

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

・第7期介護保険事業計画について

渡辺委員長 次に、第7期介護保険事業計画について、資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

青木福祉課長 介護保険事業計画ですが、現在第6期が進行中ですが、第6期から高齢者福祉計画と一体とした中で策定している計画となります。この計画につきましては、平成37年度までに構築が求められております地域包括ケアシステムに非常に大きく関係してくる計画と捉えているものです。第7期の計画につきましては、平成30年度から始まるということで、重要なポイントとして私たちが捉えておりますのが、現在市内全域を1つの区域としております日常生活圏域と、福祉課内にごございます地域包括支援センターになります。来年度、計画の策定になるんですが、方向づけとしまして地域包括ケアシステムの構築のための基本方針を定めた中で、圏域の分割や複数の地域包括支援センターの設置、そして養護老人ホーム南山荘などの福祉施設の移転も検討した中で、お手元に配付の機能強化方針(案)を策定しました。この案につきましては、第7期計画策定の中心に位置づけておりますし、8期以降の計画にもつなげていくものと捉えております。それでは、資料につきまして大島介護福祉室長に説明させます。

大島介護福祉室長 (資料「地域包括支援センター機能強化方針(案)」により説明)

青木福祉課長 この方針案につきましては、5月31日の庁議で説明済みでございますし、地域包括支援センターの委託を考えております社会福祉法人の意見を聞く機会をこれから設けたり、来月26日からお盆前まで、昨年からはじめました住民福祉懇談会を市内18地域で実施する予定ですが、その中で特に圏域について市民のご意見を伺う時間を設けたいと考えております。いろんな意見を伺った中で案を取り、介護保険事業計画の大きなポイントとさせていただきたいという予定でございます。

渡辺委員長 これから質疑を行います。

大平委員 7ページの保健師のことですが、委託にすると確保が難しいと。であるならば、保健師の派遣を検討していくと書いてあるんですが、議会でも話があったときに保健師の確保が非常に大変だと、減らしたいわけではなく実は増員したいし、でも確保が難しいということで、確保そのものが結構大変な状況はお聞きしているところなんですけど、財源的にもうちょっと保障された中で、委託先の社会福祉法人などで保健師など専門職を確保できるようなことを積極的に投げかけていけば、自治体とは別に独自に模索していけるような条件も出てくるんじゃないかと思いますが、そういう考えはありますか。そして、保健師は重要な位置づけだと思いますから、これに付随して検討していることがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

青木福祉課長　　確かに保健師の確保は難しい問題ですが、先ほど申し上げましたように今後社会福祉法人と保健師の確保について相談させていただきますが、その中で法人では難しいということであれば、当然市が責任を持って確保した中で派遣を考えていかなければならないと考えておりますし、現在市におります保健師は高齢化している部分もございますので、再任用制度を活用するなど、新規採用と両面で考えております。

大平委員　　８ページの集合住宅の住み替え促進について、住宅施策は非常に大きな部分になるのは私も十分理解できますし、大事なんだろうなと思っております。以前にも確かお聞きしたことがあるんじゃないかなと思いますが、既存の公共住宅の利用、老朽化してなかなか難しいという側面はあるかもしれませんが、空き部屋が結構あります。まとめて借上げて住み替え用に特化して、新たに建て替えるよりはそのほうが現実的かと思うんですが、具体的に担当課と詰めて話をすると思うんですけど、現時点では具体策は検討されているんですか。

青木福祉課長　　具体的なことはまだ検討しておりませんが、継続して検討する事項の中で説明してもらいましたが、住宅部分は今土木課なんですけど、今度福祉のほうとその部分だけでも一体的にやったほうが、かなりスムーズに計画的にいくのではないかということを考えています。

大平委員　　住宅のことについてもう一点、既存の公共住宅を使う場合は老朽化ということがネックになってくる問題じゃないかと思えます。その際に空き家、そういう取り組みへの配慮も進めていくべきじゃないか。でも大幅な住宅改修など必要になってくると思うんですけど、これは相手様がいるのでなかなか一概に進められないこともあると思いますが、そこら辺の検討も含めてのお考えになっているということでしょうか。

青木福祉課長　　空き家については今のところ考えていないのですが、空き家について現在私どもの頭にあったのは、介護の人材育成の関係で県が新たにモデル事業として各市町村に募集をかけているんですけど、Uターン・Iターン、ひとり親家庭等で介護職を希望される方を募集して助成しようということがございますので、魚沼市も手を挙げた中で、アパート等もあるんですけど、空き家等もいろいろな助成制度ができましたので、そういった部分で活用できればということは考えています。実際に高齢者の住まいということでは、まだ検討しておりません。

佐藤(肇)委員　　７ページの一番下にある湯之谷エリアの老朽化の老人ホームの関係なんですけど、南山荘は昭和58年ですか、整備されたのが。32年という年数になるんですけど、普通の施設なら修繕ができるんですけど、こういうところは人が入っておりなかなか修繕工事ができないという問題があって、改修等があまりなされていないんじゃないかというふうに考えるんですけど、この辺については、その隣接につくるのかどうなのかというのはこれからの話だろうと思うんですけども、施設あるのを改修して再利用できるのか、そういったレベルの話ではないのか。

青木福祉課長　　南山荘につきましては、56年の雪崩の後、冬直前に入居したということで56年の建設になっております。委員おっしゃるようになかなか老朽化していることと、現在指定管理に出しているんですけど、1人部屋じゃないものですから、指定管理者となっている事業所が1人部屋でないとなかなか対応できないということで、今は何とかお願いして指定管理をしていただいているんですけど、今回は難しいというようなお話もいただい

ります。そういったこともございまして、やはり改修ということではなく、新たな地に1人部屋という計画で考えております。また、南山荘と併設しているデイサービスセンターにつきましても、ある程度市が責任を持って対応しなければならない施設だと思います。そういったことも含めて今後検討させていただきたいという状況です。

星野委員　今ほどの続きになりますけれども、実情はわかったんですが、一応何年ごろをめぐりに施設の建設を考えていますか。

青木福祉課長　まだいつごろまでということは出ておりません。

渡辺委員長　ほかにありませんか。(なし) せっかくの機会ですので、第7期介護保険事業計画の中で質疑はありませんか。

大平委員　魚沼市の第7期介護保険事業計画の上位、国のほうで次期の介護保険事業計画の議論を今しているんですけど、インターネット等で出ているんですが、その中で非常に気になる場所があって、利用者への負担を強化する、あるいは今まで住宅改修等や福祉用具等で利用者側からすると負担をふやすという話が出ています。非常に懸念するところなんですけど、課長にお伺いしたいんですが、そのような厚生労働省で審議されている中身だとか、私がかんだのは経済財政諮問会議の資料なんだけど、そういう検討は具体的に示されて、これは今年度ではなくて随分前から社会保障改革の一環の中で議論されており見たんですけど、福祉課長はこのような次期の介護保険事業計画について、ある程度承知しているかどうかお聞きします。

青木福祉課長　ご承知のように3年に一度介護報酬の改定に合わせていろんな介護保険関係の法律改正が行われますが、まだ国、県からはそういった具体的な情報は届いておりません。ただ、大平委員がおっしゃいました福祉用具等については、そういう情報以外で検討されていることは承知しております。

大平委員　ここからは委員の中で自由に発言するような場で意見交換を含めていただければと思います。

渡辺委員長　ここから先は、次期介護保険事業計画の見直しについて、大平委員から資料を配らせていただきたいとの申し出がありましたので、その資料を配付し、委員間の自由討議とさせていただきます。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：34）

休憩中に自由討議

再　　開（11：42）

渡辺委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。本件については、日程の最後に改めて協議することとし、日程の順序を変更します。

（7）その他

・食でつながる元気なまちづくり推進事業について

渡辺委員長 日程第7、その他を議題とします。食でつながる元気なまちづくり推進事業について、資料が提出されておりますので、執行部に説明を求めます。

吉田健康増進室長 本日、健康課長が別の公務により、代理で出席させていただきましたがよろしく申し上げます。食でつながる元気なまちづくり推進事業につきまして、2点報告をさせていただきます。食でつながる元気なまちづくり推進計画を実行、推進するための推進体制につきまして、本年度設置しましたので報告いたします。(資料「食のまちづくり「発掘・創出」推進体制のイメージ」「食まちうおぬまネットワーク推進協議会名簿」により説明) 2点目ですが、食まちイベントについて、案の状態でお話をさせていただきます。魚沼の自然が生み出す恵を四季ごとに発信するために、魚沼産を食べたい、購入したいと思わせるようなイメージをつくるため、いろんな食まちのイベントを開催させていただきたいと思います。テーマといたしましては、米、きのこ。イベントの名称は、春夏秋冬食まちうおぬま秋の陣2016でございます。開催日は10月7日金曜日、10月8日土曜日です。7日につきましては、前夜祭といたしまして19時から予定しております。8日につきましては、昼間ということになっております。会場につきましては、響きの森公園と小出郷文化会館でございます。内容につきましては、7日の前夜祭につきましては、シンポジウム、パネルディスカッション、題名といたしましては、まだ仮題でございますが魚沼産コシヒカリを考えるとというようなことを考えております。また、8日でございますが、魚沼の食の発信、食育、うまいもの市、防災、環境等テーマ別にテント等区画を設置いたしまして、ほかにステージイベント、ちびっこ広場などを行う予定でございます。例年この時期につきましては里山まつりが開催されておりまして、里山まつりの実行委員会様に早いうちからお話をさせていただきました。本年は一緒の形で行わせていただくこととなりましたので、ご報告いたしたいと思っております。また、今ほどお話をさせていただきましたイベントの内容につきましては、確定いたしましたものではございません。先ほども申し上げました実行委員会でも内容を詰めさせていただきまして確定させていただきたいと思っております。

渡辺委員長 これから質疑を行います。(なし) 本件については、以上とし、引き続き調査することとします。ほかに執行部から報告事項等はありませんか。

吉田健康増進室長 1点だけ報告させていただきます。国民健康保険の平成30年度からの広域化に伴う標準保険税率等の試算時期についてでございます。先ほどの平成28年度予算審査特別委員会におきまして、質疑の中で、金澤健康課長が本年7月と申しました。そのスケジュールについて遅延がございまして、本年10月以降に予定がずれ込むということになりましたので報告させていただきます。

渡辺委員長 ほかに委員から何かありませんか。

佐藤(肇)委員 先ほどの条例の中でも、すもんこども園については開園のための準備いろいろ進められているということでもあります。また、先般は建物も見せていただきました。部屋の名前もみんな決まっています、非常に楽しみだなというふうに思ってきましたが、ほかの開園準備等についての状況といたしますか、9月ということですので、いかがですか。

森山教育次長 実際の引っ越しは8月中旬ということで現場でもお話をさせていただきましたけれども、あと未満児の受け入れなどを8月中旬に準備させていただいて、9月1日には全部そろった形でスタートしたいということです。

佐藤(肇)委員 園の歌などもかわると思いますが、どんなですか。

星教育長 名前がかわりましたので一部かわりますが、ほとんど同じなので、園児の方は大丈夫だと思います。

渡辺委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、執行部につきましては、ここで退席をお願いします。(執行部退席)

・ 議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

渡辺委員長 日程の順序を変更し、次に、議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについてを議題とします。当委員会の該当は、全体の2番、福祉の17番から23番の8件です。このうちAの2、18、20、23について検討を行います。18、20、23の3項目につきましては、中学校の学区再編の課題ですので、先ほどの所管事務調査1番目の項目で検討をさせていただきましたので、今回は省略させていただきます。全体の2番について検討を行います。休憩中に委員間の自由討議により取り扱いを協議したいと思いますが、異議ありませんか。(異議なし) しばらくの間、休憩とし、自由討議により検討を行います。

休 憩 (11:54)

休憩中に要望等事項について自由討議

再 開 (11:56)

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に自由討議の意見交換等で協議いただきましたが、取り扱いのA区分である2番、18番、20番、23番の4項目につきましては、いずれも当委員会の重要な所管事項でありますので、委員会としてこれらの意見等を踏まえ、今後も引き続き調査していくこととし、まとめさせていただきたいと思います。本件については、以上といたします。

(6) 閉会中の所管事務等の調査について

渡辺委員長 日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

・ 第7期介護保険事業計画について

渡辺委員長 次に、先ほどに引き続き第7期介護保険事業計画について、他の日程が終了後、引き続き協議することとしましたので、改めて議題とします。しばらくの間、休憩とし、自由討議を続行します。

休 憩 (11 : 58)

休憩中に自由討議

再 開 (12 : 07)

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に皆様から議論いただきましたが、本件については、今回は議員個人による対応とし、引き続き委員会で調査していくこととします。

高野委員 1点確認させていただきますが、意見書を出すことを前提に研究するということですか。

渡辺委員長 そこも含めてです。ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。委員の皆さんからありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (12 : 08)